

お忘れなく納付をお願いします

町 県 民 税	9月2日(月)	税務住民課町民税係	TEL83-1224
国民健康保険税	9月2日(月)	税務住民課住民国保係	TEL83-1225
後期高齢者医療保険料	9月2日(月)	税務住民課住民国保係	TEL83-1225
介護保険料	9月2日(月)	健康福祉課高齢介護係	TEL83-1226

※納付には、便利な口座振替をご利用ください

健康増進計画・食育推進計画作業部会 メンバー募集

今年度、町では健康増進計画・食育推進計画を策定します。この計画では、町民の方がより健康になるために必要な方法を考えていきます。

町民の方の生活実態をこの計画に反映するために、一緒に考え、立案作業に参加するメンバーを募集します。皆さんからのさまざまなご意見をお寄せください。この機会に、町とご自身の健康について一緒に考えてみませんか。

日 程 10月～11月中の4日間(日程は後日調整)
※時間帯は午後を予定しています
※3日以上出席の方には粗品を差し上げます

対象者・募集人数

対 象 者	募集人数
0歳～6歳のお子さんを持つご家族	各2人
小学生・中学生のお子さんを持つご家族	
20歳～64歳の方	
65歳以上の方	

申込期限 8月30日(金)

申し込み・問合せ 健康福祉課 健康づくり係 TEL83-1226

子ども議会 開催 ～モニターで見られます～

次代を担う中学生が、松田町について町議会と同様に質問し、提案することで、町のあり方や政治の仕組みを理解し、地域社会の一員としての自覚を高めることを目的として「子ども議会」を開催します。

当日は、議会の模様を役場内でモニター中継します。
皆さん、ぜひお越しください。

開催日時 8月8日(木) 9:00～11:30

議会中継場所 役場 4階 4AB会議室

出席者 子ども議員：松田中学校1～3年生26人(うち2人は議長)

その他 議場での傍聴は、松田中学校生徒と学校・報道関係者に限らせていただきます。役場内にあるモニターを見ることは可能ですので、ぜひお越しください。

問合せ 教育課 学校教育係 TEL83-7023



広報まつだ

おしらせ号

平成25年8月1日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222
ホムラゴアトリス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

J R 松田駅前町営臨時駐車場の臨時休業

町営臨時駐車場は「まつだ観光まつり」で使用するため、次の時間帯は利用できません。ご理解とご協力をお願いします。また、事前に車の移動をお願いします。なお、駐車している車両を町が移動した場合、移動費用を車両所有者にご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

日 時 8月23日(金) 19:00～24日(土) 19:00

問合せ 環境経済課 商工観光係 TEL83-1228

燃やすごみ直接搬入休止のお知らせ

大井美化センターの定期点検整備を行いますので、次の期間、燃やすごみの直接搬入を休止します。ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

直接搬入休止期間 8月29日(木)～9月4日(水)
・直接搬入は、前日までの予約制です。
・町の収集業務は、平常どおりです。

問合せ 足柄東部清掃組合 TEL83-1554

子育て支援センター休館日のお知らせ

子育て支援センターは次の日程で休館となります。同時にファミリー・サポート松田の業務もお休みします。

休館日 8月14日(水)～16日(金)

問合せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

ぴよんちゃん夏のおはなし会

児童文化の会ゆうゆうによるわらべ歌や読み聞かせを行います。毎月行っているおはなし会の特別拡大バージョンです！

対象者 就学前のお子さんとその保護者

日時 8月20日(火) 11:00～11:45

場所 子育て支援センター 2階

申し込み 不要

その他 駐車場が狭いので、公共の交通機関でお越しください。

問合せ 子育て支援センター TEL83-3088



妊産婦歯科健康診査時の 託児サービス利用助成 開始

町では、平成25年4月1日より妊産婦歯科健康診査の助成を始めしています。この歯科健康診査をより受診しやすくするため、7月1日より妊産婦歯科健康診査受診時にファミリー・サポート松田を利用し、お子さんを預けられる「妊産婦歯科健康診査受診時ファミリー・サポート松田利用券」を対象の方へ発行しています。

この機会にファミリー・サポート松田を利用して、ぜひ、妊産婦歯科健康診査を受けましょう。

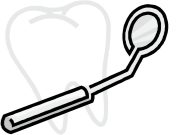
対象者 松田町に住民登録のある妊婦または産婦(産後1年以内)

利用券の交付 利用券は母子健康手帳発行時などに交付します。

利用方法 ファミリー・サポート松田(TEL83-3123)に電話で予約してください。

利用時間等 2時間まで無料。超過分は自己負担。

問合せ 健康福祉課 健康づくり係 TEL83-1226



ご存じですか？ 児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を共にしていない世帯で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある方は20歳未満)を養育している方に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。※詳しくは健康福祉課子育て支援係にご相談ください

手当額(児童1人のとき、月額)

全部支給…41,430円

一部支給…9,780～41,420円(所得額により決定)

*児童2人のときは5,000円加算、3人目から1人増すごとに3,000円加算

児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、現況届の手続きが必要ですので、8月1日(木)～30日(金)の間に、健康福祉課へお越しください。

問合せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

ご存じですか？ 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。※詳しくは健康福祉課子育て支援係にご相談ください

手当額(月額)

重度障害児…1人につき50,400円

中度障害児…1人につき33,570円

◎障害の程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます。

特別児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、所得状況届の手続きが必要ですので、8月9日(金)～9月10日(火)の間に健康福祉課へお越しください。

問合せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226